

議 事 録

会議の名称	令和4年度登米市農業委員会第10回総会
開催日時	令和5年1月25日（水） 午後1時30分 開会 午後2時39分閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	高橋 清範 会長
出席者 （委員） の氏名	<p>1番 岩 淵 勉 2番 佐々木 まき子 3番 櫻 井 利 光 4番 菅 原 浩 之 5番 田 島 幹 雄 6番 阿 部 晃 徳 7番 柴 崎 専 一 8番 佐 藤 瑛 彦 9番 鈴 木 巖 10番 佐 藤 幸 治 11番 松 野 秀 郎 12番 阿 部 静 男 13番 鈴 木 泰 子 14番 浅 野 和 宏 15番 五十嵐 幸 喜 16番 尾 張 勝 子 17番 芳 村 忠 市 18番 三 塚 芳 毅 19番 芳 賀 秀 二 20番 小野寺 義 幸 21番 佐 藤 久 順 22番 上 野 栄 公 23番 門 馬 一 郎 24番 高 橋 清 範</p> <p>（<input type="checkbox"/>は欠席委員、<input type="checkbox"/>は遅参委員、<input type="checkbox"/>は早退委員）</p>
事務局職員 職 氏 名	<p>説明員：農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 小泉 一誠、局長補佐 長谷 勝 農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主査 千葉 貴行、主事 安保 智、 主事 三浦 翼 産業経済部産業総務課 主幹兼産業総務係長 千葉 竜二、主事 三浦 悠人 書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美</p>
議 題	<p>報告第35号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第36号 使用貸借権の合意解約について 報告第37号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第68号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第69号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について 議案第70号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について</p>
会議結果	<p>議案第65号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第66号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第67号 許可相当との意見を付すこととした。</p>

<p>会 議 結 果</p>	<p>議案第 68 号 原案のとおり決定した。 議案第 69 号 原案のとおり決定した。 議案第 70 号 異議ないが、進行番号 1 番、2 番、3 番について、既に農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導されたい、併せて、進行番号 1 番、2 番、4 番については、残される農地があることから、今後、確実に農地として利用されるよう指導されたいとの意見を付し市長に提出することに決定した。</p>
<p>会 議 の 概 要</p>	<p>下記のとおり</p>
<p>会 議 資 料</p>	<p>令和 4 年度登米市農業委員会第 10 回総会資料 ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 登米農業振興地域整備計画変更計画書(変更理由書) ・ 諸般の報告</p>
<p>発 言 者</p>	<p>議 題 ・ 発 言 ・ 結 果</p>
<p>議 長</p>	<p>・ あいさつ</p>
<p>議 長</p>	<p>・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、11 番 松野 秀郎 委員、15 番 五十嵐 幸喜 委員を指名します。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間と決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 4、議案第 70 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」を議題とします。 事務局並びに産業経済部から説明を求めます。 はじめに、事務局から説明願います。</p>

<p>議長</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>次に、産業経済部から説明願います。</p>
<p>議長</p>	<p>《産業経済部説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>はじめに、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>10番 佐藤 幸治 委員。</p>
<p>10番委員</p>	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和5年1月20日、午後1時30分から委員2名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>はじめに、用途変更ですが、進行番号1番については、事務局説明のとおりです。</p> <p>この申請地については、農用区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていると思われることから、用途変更については妥当との意見で一致しました。</p> <p>しかし、申請地は、既に農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきと思われます。</p> <p>併せて、農地の一部を用途変更、転用しようとするもので、残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう、指導することを付すべきと思われます。</p> <p>次に除外ですが、進行番号3番については、事務局説明のとおりです。</p> <p>この申請地については、農用区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。</p> <p>また、基盤整備事業については未実施であり、除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見で一致しました。</p> <p>しかし、申請地は、既に農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導することを付すべきと思われます。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和5年1月25日</p>

現地調査委員 7番 柴崎 専一 委員
10番 佐藤 幸治 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

23番 門馬 一郎 委員。

23番委員

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和5年1月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

はじめに、用途変更ですが、進行番号2番については、事務局説明のとおりです。

この申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていると思われることから、用途変更については妥当との意見で一致しました。

しかし、申請地は、既に農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう付すべきと思われます。

併せて、農地の一部を用途変更、転用しようとするもので、残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう、指導することを付すべきと思われます。

次に除外ですが、進行番号4番については、事務局説明のとおりです。

この申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。

また、基盤整備事業については未実施であり、除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見で一致しました。

しかし、農地の一部を除外、転用しようとするもので、残される農地もあることから、今後、確実に農地として利用されるよう、指導することを付すべきと思われます。

以上のとおり報告します。

令和5年1月25日

現地調査委員 4番 菅原 浩之 委員
15番 五十嵐 幸喜 委員
23番 門馬 一郎 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p>
19 番委員	<p>結構前から話であるんですけども、内面積、結構あるんですけども、除外とか変更の時、ここまでは良いですけどここまではダメですっていうのがありますし、居宅等も確か 500 ㎡以下じゃないと申請できないというのがあるので、多分、4 番に関しても 615 ですから、そのうちの内面というかたちにしたと思うんですけども。残地が説明資料の 30 ページ見ると、残ったところが隣の家との間っていうかたちですよ。ここ、わざわざ農振地として残す意味があるのか無いのかっていうかたちがあると思うんです。農地として残るのは問題ないと思います。ただそれを農振地として残すかどうかっていう判断っていうの、やっぱり 5 年に 1 回見直しはしてるとは思うんですけども、こういう住宅地の間にある田んぼとか畑等をそのまま農振地として残す意味があるのか無いのかをちょっと考えないと、またまた 5 年後に、ここいらじゃないんじゃないかっていうことになる、また面倒くさい話になると思いますし。もし、今回でしたら、内面で取るのは良いんですけども、農振からの変更、除外とかは一緒にして、あとは農地、普通の一般農地としてのこういうかたちで残せないものかなっていう話を聞かせていただきたいと思います。</p>
産業経済部	<p>農振の除外した農地の残りの農地についてなんですけれども、現在、今までの取り扱いとしましては、その残った部分については引き続き農振の農用区域内というかたちで運用している状況であります。</p> <p>ただ、今、委員からお話ありましたとおり、実際その農地が本当に今後も保護していくべき農地なのかどうかっていう見方もあるかと思しますので、今後、見直しの際の取り扱いについて、改めて事務局内で協議して進めていきたいと考えます。</p>
議長	<p>芳賀委員さん、どうですか。</p>
19 番委員	<p>それだと結局、5 年ごとの見直しの時の話で出してもらうのはまあ間違いないと思うので良いんですけども、もしあれでしたらこういう状況の時に一緒に、転用はもちろん出来ないんですけど、農振から除外っていうのは出来ないものなんですかね、結局、一緒に。</p> <p>この 39 番の 1 っていうこの畑の除外を全て一緒に除外してしまえば、後々でまた二度手間の変更等、届け出なくてもいいんじゃないかと思うんです。</p> <p>これ結局、多分、今、周りの委員さんたちも私の話に同意してもらえらると思うんですけども。</p> <p>結構こういう残し方っていうのが結構あるもんですから、後々また家の隣の畑だから増設したいって言った時、まあ今度、面積の 2 分の 1、また転用の許可申請は OK になると思うんですけども、その時また農振が残ったままだと、もう</p>

	<p>1 回農振の除外申請かけて、転用申請とかっていう。</p> <p>要は、手間がものすごくかかるし、もっと大きい面積でしたら、もちろん話は分かるんですけど、615 の内の 429 を除外した場合、残り 186 を残して、それが果たして農振地として保有するべきかどうかという話になると思うんですけども。そこをもう少し、こちら、農業委員会より産経部のほうが農振のほうは分かると思うんですけども、そちらのほう融通きかせて、一度の申請でこういう小さい面積でしたら一緒に除外していただければ、後からも色々問題が出ないんじゃないかなというのがあると思いますので、その辺、検討していただきたいと思います。</p>
産業経済部	<p>今、見直し以外で、個人の申請で除外ですとか処理しているものについては、あくまで農用地域内、その今回お出しするものが目的がどういったものかっていうのが除外の要件になってますので、例えばその残った農地、今後も農地として使うものを、目的が農地なのに除外するっていうのが、今、現状でそれが可能かどうかっていうのが、ちょっと分かりかねるんですけども、今までの取り扱いとしては、農地として残ったものはそのまま残している状況ですので、委員おっしゃった、残った農地が本当に確保していくべきかどうかっていうのを確認、見直しする作業っていうのは、あくまで現状では5年に一度の見直しのタイミングになるのかなあ、と考えております。</p>
議長	<p>芳賀委員さん、今の説明どうですか。</p>
議長	<p>理解出来ないっていう、阿部委員さんの声があるんですけども。</p>
19 番委員	<p>私が言いたいのは結局、図面上で言えば、結局虫食いのような農振地の残し方をした場合に、後々で、今、集積のほうとか色々、私たちの課題、結構振られてきていますし、農地を合わせるとかまとめる、要は、条件の良い所は良いんですけど、こういう条件の悪い所をいつまでも農振地とかとして残された場合に、まあそういう相談も受けるんですけども、1 回、農振地の場合は、1 回除外の申請をかけて、その後にそれが許可してから今度、転用の申請、期間で言えば半年以上、時間を有することになってしまいますよね。結局、今までもそういうふうにやってきたんですけども、やっぱりここまできて、色々やってみた上で、やっぱりこれではちょっとおかしいんじゃないかっていう判断せざるを得ないと思うんです。</p> <p>ですので、出来ればこういうところと一緒に除外を通していただければ、何もそんなに後で面倒くさい話が出てこないんじゃないか、っていうのが。それを検討することは出来ないのかっていう話をさせてもらってるんですけど。</p> <p>出来れば5年に1回を待たないで、こういうふうに出来るっていう、なんか特例的などころを整備していただければ、条例等も整備していただければもうちょっと農業委員会も動きやすいんじゃないかなと思うんですけども。</p> <p>よろしく願います。</p>

産業経済部	先ほどご説明したとおり、あくまでその都度の除外っていうのは、今まではその目的がないと除外できないっていう取り扱いにはしていたんですけども、今、委員さんからお話があった件について、ちょっと県と協議しながらどういった方法が取れるかっているのは、ちょっと今後、考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
議長	芳賀委員さん、今のやつ。
19 番委員	検討していただけるんですか。
議長	今後検討するっていうことで事務局、良いんですよね。
産業経済部	はい。
22 番委員	すみません。上司いるんだから、上司、ちゃんと検討してください。今後、検討するのকাশないのか。
産業経済部	委員さんからご意見いただいたことについては、県などと検討させていただきまして、進めたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。
議長	今の事務局の説明でよろしいですか。
22 番委員	はい。
議長	芳賀委員さんもよろしいですか。
19 番委員	大丈夫です。
議長	十分に検討するということで。事務局それでいいんですね。
産業経済部	はい。
議長	じゃあ、お願いします。 他に質疑はありませんか。
	《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。

議長	<p>これから議案第 70 号を採決します。 お諮りします。 本案は、異議なしと意見を決定するものの、進行番号 1 番、2 番、3 番については、既に利用状況が変更されていることから、その点を指導するよう付すことにしたいと思います。 併せて、進行番号 1 番、2 番、4 番の残される農地の部分については、今後、確実に農地として利用するように指導することを、意見として付したいと思います。 質問いただいた内容も踏まえて、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 70 号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」は、異議なしとして、市長に提出することに決定しました。</p>
議長	<p>ここで、職員の入替のため、暫時休憩します。</p> <p style="text-align: center;">《 休 憩 》</p>
議長	再開します。
議長	<p>日程第 5、報告第 35 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 35 号を終わります。</p>
議長	<p>日程第 6、報告第 36 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 36 号を終わります。</p>
議長	<p>日程第 7、報告第 37 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p>

議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 37 号を終わります。</p>
議長	<p>日程第 8、議案第 65 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。</p> <p>法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第 4 号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第 5 号の下限面積については、50 アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第 6 号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>また、第 7 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思</p> <p>います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。</p> <p>なお、進行番号 5 番については、6 番 阿部 晃徳 委員の担当となっておりますが、本日、欠席ということで、支障なしとの報告を受けております。</p>
議長	<p>進行番号 1 番、2 番について、20 番 小野寺 義幸 委員</p>

議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号6番について、17番 芳村 忠市 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号7番について、15番 五十嵐 幸喜 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号9番について、1番 岩淵 勉 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号10番について、12番 阿部 静男 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p> <p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第65号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。 よって、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p> <p>日程第9、議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第10、議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。</p>

事務局	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る申請は、第4条申請が2件、第5条申請が8件です。適用法令等を確認したところ、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>先に、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
10番委員	<p>10番 佐藤 幸治 委員</p> <p>農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料7ページから9ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に共同住宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号2番については、別紙議案説明資料10ページから12ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号3番については、別紙議案説明資料13ページから15ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に建売分譲住宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、街区の面積に占める宅地面積の割合が4割を超えることから、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和5年1月25日</p> <p>現地調査委員 7番 柴崎 専一 委員 10番 佐藤 幸治 委員</p>

議長	<p>次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>23番、門馬 一郎 委員</p>
23番委員	<p>農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料1ページか3ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に物置を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号2番については、別紙議案説明資料4ページから6ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に通路敷及び駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>農地法第5条の進行番号4番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号5番については、別紙議案説明資料19ページから21ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に貸倉庫を設置するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号6番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第</p>

3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番、8番については、別紙議案説明資料25ページから27ページ、28ページから30ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和5年1月25日

現地調査委員 4番 菅原 浩之 委員
15番 五十嵐 幸喜 委員
23番 門馬 一郎 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより、議案第66号、議案第67号について、一括して質疑を行います。
質疑はございませんか。

《質疑なしの声を確認》

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。

議長

次に、議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 67 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第 11、議案第 68 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本案件については、所有権移転が 8 件、利用権設定が 27 件、一括方式が 7 件となっております。</p>
議長	<p>利用権設定の進行番号 5 番が 委員 に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。</p> <p>したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことに決定しました。</p> <p>はじめに、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 5 番についての審議に入ります。</p> <p>本案件は 17 番 芳村 忠市 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしのを確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>

議長	<p>これから議案第 68 号の利用権設定の進行番号 5 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 68 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 5 番は原案のとおり決定しました。</p> <p>17 番 芳村 忠市 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、議案第 68 号の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしのを確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 68 号の「委員に関する以外の案件」を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 68 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」については、原案のとおり決定</p>

議長	<p>しました。</p> <p>日程第 12、議案第 69 号「農地利用状況調査に伴う非農地判断について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>この案件につきましては、令和 4 年度の農地利用状況調査で 6 判定（山林原野化）と判定された農地をさらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地の判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。</p> <p>非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を送付し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 69 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 69 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は原案のとおり非農地として決定することにいたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の日程は、すべて終了しました。</p>
議長	<p>これで、令和 4 年度第 10 回登米市農業委員会総会を閉じます。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和5年1月25日

議長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 11 番 松野 秀郎

議事録署名人 15 番 五十嵐 幸喜
